

平成 24 年 5 月

関 係 各 位

大 阪 税 関

「薬物及び銃器取締強化期間」及び「知的財産侵害物品取締強化期間」に  
おける協力依頼について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対してご理解とご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

近年、我が国においては、薬物の乱用が青少年層へ浸透傾向にあるなど、依然として深刻な状況にあります。こうした中、大阪税関においては、国民の安全・安心を確保するため、覚醒剤・麻薬等の不正薬物及び銃器の密輸阻止を最重要課題の一つとして位置付け、警察、海上保安庁等関係機関との連携を強化しつつ、積極的な水際取締りを実施しているところです。

この度税関では、本年 5 月 7 日（月）から 5 月 31 日（木）までの期間を「薬物及び銃器取締強化期間」及び「知的財産侵害物品取締強化期間」として、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、不正薬物及びけん銃等の密輸に関する不審な情報がありましたら、どんなささいなことでも結構ですので、

**最寄の税関又は密輸ダイヤル（24時間受付：携帯からでも無料）**

**フリーダイヤル 0120-461-961**

まで、ご一報下さいますよう重ねてお願いいたします。